

令和2年4月吉日

準要保護世帯の

保護者の皆様

京都市立醍醐小学校

校長 横山 知史

### 臨時休業期間の給食費相当額の支給について（お知らせ）

平素より、本校の教育活動に御理解・御協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、臨時休業により給食の提供も中止されているため、各ご家庭において子どもたちへの昼食をご準備いただいていることと存じます。

この間、就学援助制度における給食費支給については、「実施された給食の実費を負担する」制度であるため、一斉臨時休業による給食停止に伴う、各家庭での昼食費としての支給はしておりませんでしたが、臨時休業の期間が長期に及び、子どもたちに食事を準備いただくための世帯の家計負担も大きくなっていることなどを踏まえ、この度、教育委員会から、就学援助世帯（準要保護）に対して、下記で示される期間の給食費相当額が支給されることとなりました。

本措置は、緊急的・臨時的な措置ではありますが、保護者の皆様におかれましても、こうした趣旨を踏まえ、各ご家庭において子どもたちの健やかな成長のための食事の準備の一助としていただきますようお願いいたします。

記

#### 1 支給対象期間について

**令和2年4月の給食開始日（4月13日（月））から5月6日（水）までの給食実施予定の日数分**

※ 臨時休業期間が変更になった場合は、状況に応じて、変更する場合があります。

#### 2 支給について

**就学援助に登録されている口座へ、振込をいたします。**

※ 支給額は1食あたりの単価と日数に応じて決定されます。中学校（選択制給食）の場合は、上記期間内の予約日数と1食あたりの単価に応じて支給額が決定されます。

※ 5月中の振込が予定されておりますが、振込時期に変更が生じる場合は、改めて、お知らせさせていただきます。なお、保護者口座が確認できない場合などは、一旦学校振込となり、その後、学校の預り金口座もしくは現金でお渡しすることがありますので、ご了承ください。

#### 3 支給手続きについて

**この度の給食費相当額の支給にあたっては、保護者の皆様からの手続き等は不要です。**